急傾斜地崩壊防止施設の撤去等に関する取扱要領

平成5年4月1日施行

改正 平成11年6月1日 平成15年6月1日 平成22年11月1日 令和3年4月26日

(趣旨)

1 この取扱要領は、宅地開発等に伴う急傾斜地崩壊防止施設の撤去等に関し必要な事項を 定めるものとする。

(定義)

2 「急傾斜地崩壊防止施設」とは、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号。以下「法」という。)第12条第1項の規定に基づき県が急傾斜地崩壊防止工事により設置した擁壁等の急傾斜地の崩壊を防止するための施設をいう。

(撤去等承認の申請)

3 宅地開発等により既存の急傾斜地崩壊防止施設(以下「既存施設」という。)の撤去等を 行おうとする者(以下「宅地開発者等」という。)は、急傾斜地崩壊防止施設撤去等承認申 請書(別紙様式)により既存施設を管理する土木事務所長又は治水事務所長(以下「所長」 という。)の承認を得るものとする。

(撤去等承認の時期)

4 所長は、原則として既存施設の撤去等に係る法第7条第1項の規定による行為許可と同時に、当該既存施設の撤去等の承認を行うものとする。

(撤去等承認の基準)

- 5 既存施設の撤去等の承認の基準は、次のとおりとする。
 - (1) 宅地開発等の計画において、既存施設の撤去等が真にやむを得ないものであり、かつ、撤去の範囲が必要最小限と認められるものに限り承認するものとする。
 - (2) 既存施設と同等以上の機能を有する施設を設置する場合、急傾斜地を除去することにより施設が不要になる場合、又は、既存施設の上空等を構造物等で覆うことにより県の施設管理が不可能になる場合で安全対策が確保されているものに限り承認するものとする。
 - (3) 当該既存施設が完成した年度の翌年度から5年間を経過したものに限り承認するものとする。
 - (4) 当該既存施設の撤去等に係る宅地開発等の行為において、他法令の許可を受ける 見込みがあるものに限り承認するものとする。

(撤去等承認の協議等)

- 6 既存施設の撤去等に係る協議は、次のとおりとする。
 - (1) 所長は、前項の基準に適合すると認めるときは、河川下水道部長に協議の上、既存

施設の撤去等の承認を行うものとする。

- (2) 国の補助により設置した施設の撤去等については、河川下水道部長が国と協議した後に、前号の承認を行うものとする。
- (3) 所長は、第1号の承認に必要な条件を付することができる。

(撤去等の時期)

7 既存施設の撤去等は、法第7条第1項の規定による行為の許可を受けた後に行うものと する。

(宅地開発者等の責任)

8 宅地開発者等は、施設の撤去及び設置工事等に付随する行為に起因して事故が発生した 場合には、誠意をもって対処するものとし、これらの工事等に起因して第三者に損害を与 えた場合には、宅地開発者等の責により処理するものとする。

(県有財産の処分)

- 9 既存施設の存する土地が県有財産である場合の取扱いは次のとおりとする。
 - (1) 所長は、撤去等が行なわれる既存施設の存する土地が県有財産である場合には、撤去等が行なわれた後に行政財産の用途廃止を行うものとする。
 - (2) 前号の場合において、所長は、当該土地が無償譲渡又は寄付受入れにより取得したものであるときは、普通財産及び物品の交換、出資、無償譲渡、無償貸付け等に関する条例(昭和39年神奈川県条例第78号)の定めるところにより、処理するものとする。

附則

- 1 この要領は、平成5年4月1日から施行する。
- 2 この要領施行前にされた申請その他の手続き又は行為でこの要領の施行の際まだその処理がなされていないものについては従前の例による。

附則

この要領は、平成11年6月1日から施行する。

附則

- 1 この要領は、平成15年6月1日から施行する。
- 2 この要領の施行前に行われた申請に係る承認、手続その他の行為でこの要領の施行の際 現に効力を有するものは、この要領の相当規定によって行われた承認、手続その他の行為 とみなす。

附 則

この要領は、平成22年11月1日から施行する。

附則

この要領は、令和3年4月26日から施行する。

(別紙様式)

急傾斜地崩壊防止施設撤去等承認申請書

年 月 日

神奈川県 事務所長殿

住 所 氏 名

次の急傾斜地崩壊防止施設の撤去等について承認を受けたいので、申請します。

- 1 急傾斜地崩壊危険区域名
- 2 所在地
- 3 施設の種類
- 4 申請の理由
- 5 工事の実施方法
- 6 工事の期間